

トラサポ通信

2022/6/1
Vol.43



気になるニュース



4月23日北海道知床半島沖で観光船「KAZU1」が沈没し、いまだに話題になっています。国交省が特別監査に入り、旅客不定期航路事業許可を取消す方向で進んでいます。6月14日に聴聞予定です。陸と海の違いがありますが、運航管理者「うんこうかんりしゃ」同じ音の管理者が注目を浴びてしまいました。このような事故があるとどうしても周辺の許可事業についてもコンプライアンスが厳しくなる傾向があります。運行管理者試験がますます難しくなるのでしょうか、車両の日常点検でしょうか、対面点呼のチェック内容でしょうか、運転者教育でしょうか。心構えをしておきましょう。



ドライバー教育道場



年間12項目の教育内容をほんの少しずつ掲載していきます。今回はトラック運送事業と関係法令についてです。

交通違反・事故を起こしたドライバーは刑事責任、民事責任、行政処分が課せられる可能性があります。例えばアルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させて人を負傷させると刑事責任として「危険運転致死傷罪」が適用され、15年以下の懲役となり、死亡事故になると1年以上の有期懲役となります。民事責任としては損害賠償請求を受けます。行政処分としては運転免許の停止や取消等。その上、当然会社に監査が入る可能性もあり、監査が入ればトラックが止められ多額の損失になります。一瞬で沢山のものが失われます。



【コラム】近所の公園のアジサイが咲いてきました。もうすぐ梅雨に入りますね。大雨の時の配車は十分気をつけなくてははいけません。冠水で車両が自走出来ないと自動車事故報告規則 2 条の報告事故になってしまいます。

異常気象時の対応 [000234411.pdf](https://www.mlit.go.jp/000234411.pdf) (mlit.go.jp)

【発行者】

〒253-0002

神奈川県茅ヶ崎市高田 4-21-51

行政書士武藤事務所

電話 080-6555-2830 FAX 0467-98-4820

メール contact@gyouseishoshi-muto.com